

郡山市木材利用推進基本方針

平成26年3月31日制定
令和4年12月5日一部改正
[農商工部農林基盤整備課]

第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、福島県が定めたふくしま県産材利用推進方針に即して必要な事項を定め、市内の公共建築物等における木造化・木質化等を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「公共建築物」とは、市が事業主体となり整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- 2 「地域材」とは、市内及び県内で生産された木材又は国内の森林から生産された素材を市内の製材所等で製材品等に加工された木材をいう。
- 3 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- 4 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の室外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 5 「グリーン購入」とは、製品やサービス購入の際に、環境への負荷等に配慮した調達を行うことをいう。

第3 公共建築物における木材利用推進のための基本的事項

1 木材の利用を推進すべき公共建築物

本方針において地域材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が市内において整備するもので、広く市民に利用される建築物
 - ア 学校、その他これらに類する教育施設
 - イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - ウ 病院又は診療所
 - エ 体育館、その他これらに類する運動施設
 - オ 図書館、博物館その他これらに類する社会教育施設

- カ 車両の停車場その他旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物
- キ 高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設等
- 2 地域材の利用推進

公共建築物を整備する際の木材の利用については、積極的に郡山産木材「と・き・め・木」をはじめとした地域材の使用に努めるものとする。
- 3 公共建築物等の整備のための地域材の安定供給の確保

市は、福島県、公共建築物等の整備に関わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携を図り、公共建築物や民間建築物への木材利用の推進を図るとともに、本市独自の事業である森林整備事業をはじめとした各種事業により、地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における地域材利用の目標

- 1 公共建築物における地域材の使用

市が整備する公共建築物の木造化もしくは木質化に使用する木材は、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、可能な限り地域材を使用するものとする。

 - (1) 法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
 - (2) 製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
 - (3) 地域材による供給が困難である場合
 - (4) (1)から(3)に掲げるほか、地域材を使用することが困難であると認められる場合
- 2 公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物については、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、可能な限り木造により整備するものとする。

また、木造化が困難な場合においては、木造と非木造との混構造とすることを検討するなど、可能な限り木材の利用に努めることとする。

 - (1) 建築基準法等の法令により、木造化が困難な場合
 - (2) 製品に要求される品質および性能の確保が困難である場合
 - (3) その他木材の利用が適当でないと認められる場合
- 3 公共建築物の木質化の推進

市が整備する公共建築物において、建築基準法その他法令に基づく基準等によって木造化ができないと判断された場合であっても、次の表1に該当する箇所において、可能な限り木質化を図るものとする。

表1

内外別	用途	箇所
内装	居室等	会議室、事務室、応接室、集会室、教室、多目的ホール等 その他多くの市民が利用

		する居室等
	通路等	玄関、エントランスホール、廊下等その他多くの市民が利用する通路等
外装		外壁等

4 公共建築物の木造化、木質化に向けたコストの検討

公共建築物の木造化・木質化に際しては、市が整備する公共建築物を対象に、建築物の用途や目的、コストに対する課題等を事前検討するものとする。

5 備品等における木製品の利用

市が公共建築物に使用する備品、消耗品等については、「環境にやさしい郡山市率先行動計画」に基づきグリーン購入を基本に、木製品の導入に努めるものとする。

6 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

市が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入について考慮するものとする。

第5 市が整備する公共建築物以外の建築物等における地域材の利用促進

1 民間建築物への地域材の利用促進

市は、民間事業者による建築物の整備における地域材利用への理解を得るよう努めるとともに、木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報提供等を積極的に行うものとする。

2 公共土木事業等における地域材の利用

市が実施する公共土木事業においては、地域材を優先的に使用するものとする。

3 木質バイオマスの利用促進

市は、民間事業者等が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用促進に努めるものとする。

第6 市民への普及啓発

市は、公共建築物をはじめとした地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、リラックス効果等木材の良さについてPRし、市民の理解を得るよう努めるものとする。

また、本市の約5割は森林であり、これら森林を適切に整備することによって、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止等の森林の公益的機能を適切に発揮されることができると等について、市の事業やホームページ等を通じて、わかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成を図っていくこととする。